

売却区分番号	276-5		
見積価額	¥2,760,000	公売保証金	¥280,000
財産の表示	<p>1 所在 大分県玖珠郡九重町大字菅原字コヤシ 地番 862番1 地目 山林 地積 8,925 平方メートル</p> <p>2 所在 大分県玖珠郡九重町大字菅原字コヤシ 地番 862番2 地目 山林 地積 2,975 平方メートル</p> <p>3 所在 大分県玖珠郡九重町大字菅原字コヤシ 地番 864番 地目 原野 地積 449 平方メートル</p> <p>4 所在 大分県玖珠郡九重町大字菅原字本宮 地番 250番 地目 山林 地積 9,917 平方メートル</p> <p>5 所在 大分県玖珠郡九重町大字菅原字コヤシ 地番 867番3 地目 原野 地積 7,527 平方メートル</p> <p>6 所在 大分県玖珠郡九重町大字菅原字コヤシ 地番 866番2 地目 山林 地積 3,677 平方メートル</p> <p>7 所在 大分県玖珠郡九重町大字菅原字コヤシ 地番 866番4 地目 山林 地積 3,690 平方メートル</p> <p>8 所在 大分県玖珠郡九重町大字菅原字コヤシ 地番 867番5 地目 原野 地積 351 平方メートル</p>		

売却区分番号	276-5		
見積価額	¥2,760,000	公売保証金	¥280,000
	9 所在 地番 地目 地積	大分県玖珠郡九重町大字菅原字コヤシ 867番6 原野 364平方メートル	
	以上登記簿による表示		
公法上の規制	都市計画区域外 耶馬日田英彦山国定公園普通地域 九重町景観計画 宅地造成等工事規制区域 地域森林計画対象林		
接道状況	物件1～5（一部）の原生林部分は南東側で幅員約4.5メートルの舗装町道に、南西側で幅員約3.6メートルの簡易舗装町道に接面しています。 物件5（一部）～9の雑種地部分は南東側で幅員約4.5メートルの舗装町道（建築基準法非適用道路）に接面しています。		
地盤・地勢	物件1～5（一部）の原生林部分は短辺約90メートル、長辺300メートルの直形状の傾斜地で傾斜の角度は10度～20度です。 物件5（一部）～9の雑種地部分は間口約45メートル奥行約200メートルの不整形地で、段差・傾斜地を含む概ね平坦地です。 なお、標高の程度は500メートル～700メートルです。		
使用状況等	雑木等が自生する原生林のほか雑種地（粗造成未利用地）です。 いずれも現在は未利用です。		
管理状況等	－		
特記事項	物件5（一部）～9の雑種地は造成途中で放置されていますが、現在も地域森林計画対象林です。 当該不動産を今後森林以外の用途で利用する場合や、造成工事を進める場合には開発許可等の手続きが必要と思われます。 なお、隣接画地「地番867番2」に近接する対象地内において、防風フェンスが設置されています。		
住居表示等	大分県玖珠郡九重町大字菅原字コヤシ862番1		
最寄駅等	JR（九州）ゆふ高原線（久大本線）引治駅 南西方 約7800メートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査結果があきらかにならない場合は、売却決定の日及び買受代金の納付期限が変更されます。		
ご注意いただく事項	入札に当たっては、次の事項に留意してください。 1. 物件の引渡し等について （1）公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 （2）表示している面積は公簿表示です。 （3）掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は現況を優先します。 （4）公売財産に財産の種類又は品質の不適合があっても、国（福岡国税局・各税務署）は担保責任を負いません。		

売却区分番号	276-5		
見積価額	¥2,760,000	公売保証金	¥280,000
	<p>また、いかなる理由があっても引渡した公売財産の返品及び苦情等は受け付けません。</p> <p>(5) 国は公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産類、ゴミ等の処理などは買受人の責任で行うこととなります。</p> <p>(6) 土地の境界等については隣接地所有者と、接面道路（私道を含む）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>(7) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>2. 権利移転手続等について</p> <p>(1) 買受人は売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。 ただし、法令等の規定により許可又は登録を要する公売財産については、それぞれの要件（関係機関の許可又は登録）を満たさなければ権利移転の効力は生じません。</p> <p>(2) 買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失などによる損害の負担は買受人が負うこととなります。</p> <p>(3) 公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。</p> <p>3. その他 公売を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。</p>		

売却区分番号

276 - 5

福岡国税局公売財産



(注) 画像と現況が異なる場合は現況を優先します。

福岡国税局公売財産

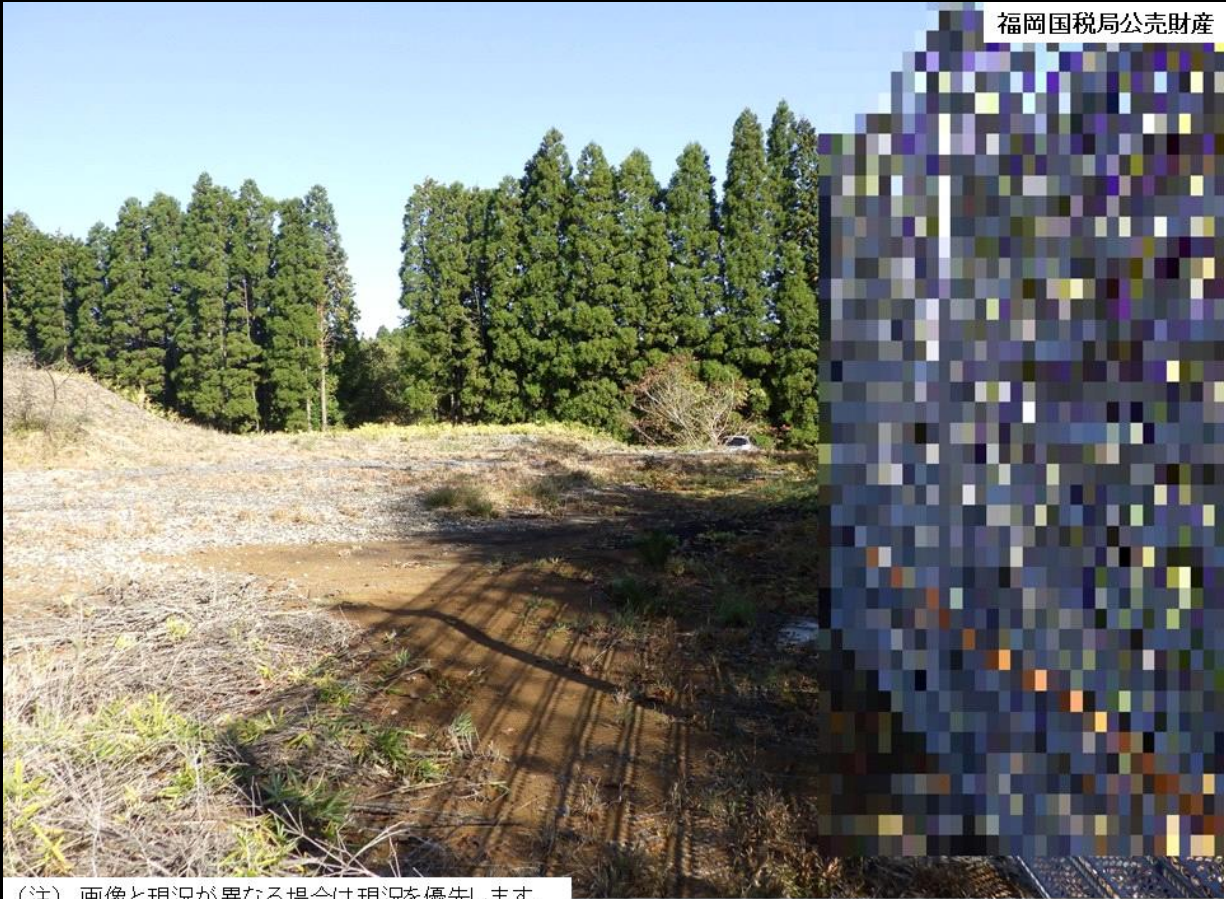


(注) 画像と現況が異なる場合は現況を優先します。

売却区分番号

276 - 5

福岡国税局公売財産



(注) 画像と現況が異なる場合は現況を優先します。



©2024 ZENRIN CO.,LTD(Z15LC-第138号)

(注) 地図は、おおよその位置を示しているのので、公簿等に基づき必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号

276-5



福岡国税局公売財産

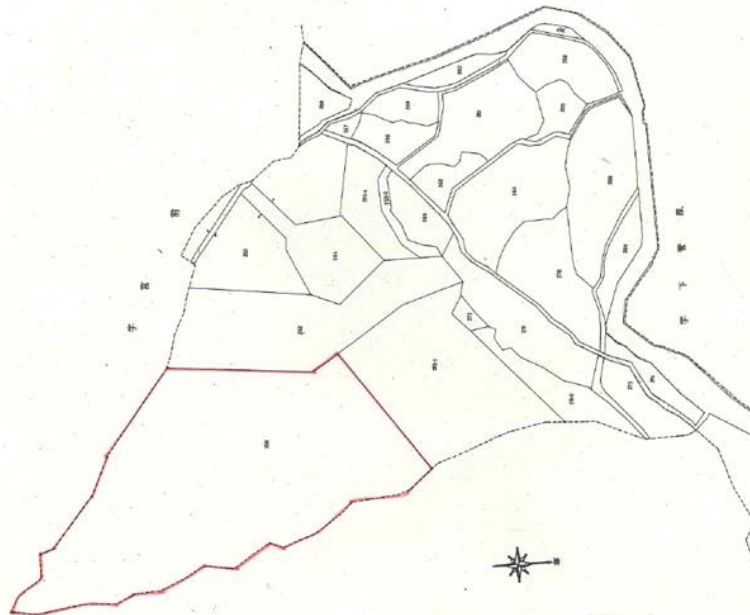


©2024 ZENRIN CO.,LTD(Z15LC-第138号)

(注) 地図は、おおよその位置を示しているので、公簿等に基づき必ず現地確認を行ってください。

福岡国税局公売財産

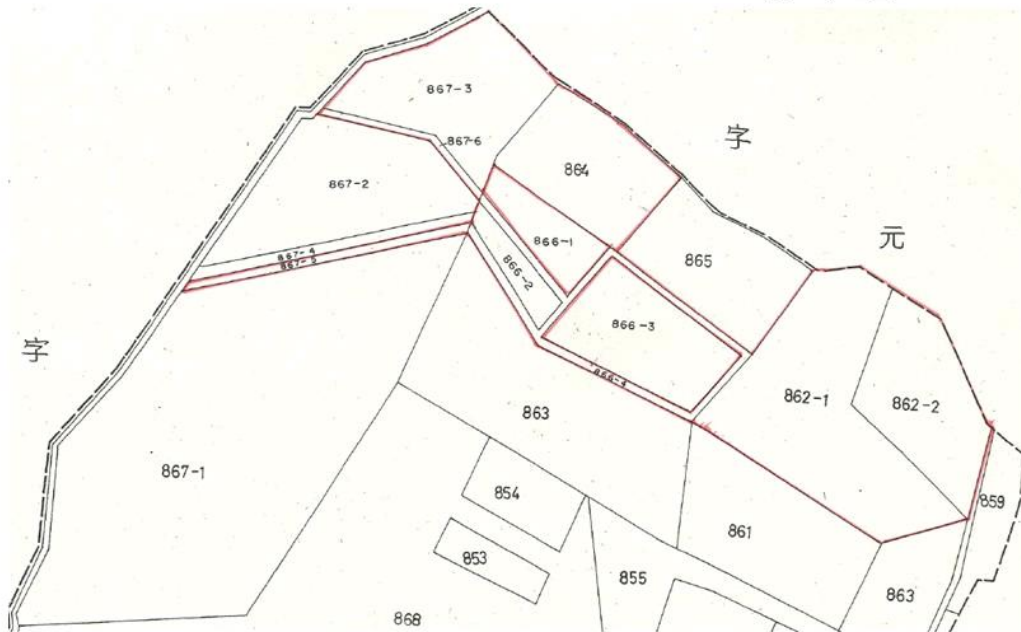
法14条地図



(注) 公簿等に基づき必ず現地確認を行ってください。図面と現況が異なる場合は現況を優先します。

(注) 画像上の赤線は、境界線ではなく、境界のおおまかな目安を示したものです。

福岡国税局公売財産  
法14条地図



- (注) 公簿等に基づき必ず現地確認を行ってください。図面と現況が異なる場合は現況を優先します。
- (注) 画像上の赤線は、境界線ではなく、境界のおおまかな目安を示したものです。

福岡国税局公売財産



- (注) 地図は、おおよその位置を示しているのので、公簿等に基づき必ず現地確認を行ってください。
- (注) 公簿等に基づき必ず現地確認を行ってください。図面と現況が異なる場合は現況を優先します。